

令和2年度 第4回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和2年（2020年）11月25日（水）14時20分～17時

2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原罔彦（市民公募委員）、鈴木淳（大倉設備工業株式会社）、長坂祐司（東京地方税理士会鎌倉支部）、松山豊司（市民公募委員）立川直（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、三宅十四日（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）

(2) 幹事及び担当課職員

樋田都市整備部長、保住都市整備部次長兼都市整備総務課長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課担当課長、野中下水道河川課担当課長、森田浄化センター所長、持田共創計画部次長兼企画計画課担当課長（飯泉主事代理出席）、吉田財政課長（杉野主事代理出席）

(3) 事務局

都市整備総務課 岩崎課長補佐、山田担当係長、根本主事

4 議題

(1) 下水道事業における経営戦略の策定について

幹事から鎌倉市公共下水道経営戦略（素案）について概要説明を行った後、質疑応答が行われた。

(2) その他

パブリックコメントの実施と今後の日程について説明を行った。

5 会議の概要

(会 長) 定刻となりましたので、令和2年度 第4回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会させていただきます。初めに、事務局から委員の出席状況等の報告を願います。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、8名の出席をいただいておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日の審議会は、感染予防対策のため傍聴者の募集を行っておりません。そのため本日の傍聴者はありません。

なお、本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続いて、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和2年度第3回審議会の会議録について報告いたします。お手元に第3回審議会の会議録をお配りしています。訂正等については12月11日までに事務局にお申し出ください。

皆様から御指摘頂いた修正等につきましては、事務局で必要な作業を行った後、資料と合わせてホームページで公開させていただきます。

(特に異議はなし)

続きまして本日の配付資料について、御確認願います。

本日の資料は、

資料1 鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)

資料2 鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)修正箇所

資料3 鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)修正の概要について

資料4-1 鎌倉市下水道事業収支見通し(試算)

資料4-2 投資財政計画

の5種です。

また、机上に参考資料として、

参考1 鎌倉市下水道マスタープラン

参考2 鎌倉市下水道中期ビジョン

を1つのファイルに

参考3 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画

参考4 社会基盤施設白書(平成30年度版)

それぞれをファイルに綴じ込み置かせていただきました。また、

参考5 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について

参考6 経営戦略策定・改定ガイドライン

参考7 経営戦略策定・改定マニュアル(下水道事業部分を抽出)

参考8 経営戦略の策定・改定について

を1つのファイルに綴じ込み置かせていただきました。

御確認をお願いいたします。

なお、これまでに開催いたしました、当審議会資料を参考として置かせていただいております。

御確認をお願いいたします。

(特に異議はなし)

(会長) ここで、事務局から発言を求められています。説明をお願いします。

(幹事) 本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。審議に先立ちまして、本日改めて鎌倉市下水道事業経営戦略(素案)につきまして、御議論をお願いすることになりました経過について説明させていただきます。

前回の第3回審議会におきましては、経営戦略(素案)について御議論いただき、パブリックコメントを開始することについて御了解をいただいたところでしたが、その後、パブリックコメントを実施するにあたり、市の意思決定機関であります政策会議へ連絡調整事項として、付議いたしました。

議論の中では、使用料の改定について、令和5年度改定率26%で御議論いただいたところですが、26%につきまして市民目線にたった際、3年ごととはいえ、コロナ禍において一度に26%の料金値上げは負担が大きすぎるのではないか、もう少し平準化をすべきではないか等の意見が出たところです。

これに対しまして、私の方から企業会計へ移行している中で、財源は使用料と借金、そして市からの繰入金により構成されており、使用料改定を遅らせれば、財源は繰入金に頼らざるをえなくなるということで、説明しましたが、繰入金につきましても今後の財政計画における額がほぼ確定してきている状況の中で、その財源を繰入金から確保するのも厳しくなり、財源を確保するすべがなくなってしまうということを申し上げました。

もし平準化、あるいは使用料改定率を下げるというような事にするとなれば、政策的、政治的に改定を遅らせるというような意思決定のもとに、繰入金で負担をしていただかないと企業会計として成り立たないと主張させていただきました。

結論といたしましては、政策会議における取扱について市長をはじめとした理事者との調整を行って決定することとなり、その調整に時間を要したためパブリックコメントを延期することとしまして、本日の審議会の開催に至ったところです。

今回の件については、下水道事業会計の立場というより、自治体として市民とどう向き合うべきかという視点での議論となったものと考えておりますが、企業としては経営が成り立たなくなることは出来ないということで、この点について理事者と十分に協議調整をしまして、本日修正いたしました投資財政計画などについて、あらためて委員の皆様にご議論いただくこととなったところです。

委員の皆様には、これまでの御議論を踏まえた投資財政計画を、今回修正しなければならず、市としての意向ということもありますが、御議論いただいた上で、改めて御議論いただくことになりお詫び申し上げる次第でございます。

この後、使用料の改定については理事者との調整を踏まえた考え方などについて御説明をさせていただきますので、御審議のほどお願いいた

します。

簡単ではありますが、第4回鎌倉市下水道事業運営審議会の開催に至る経過を御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

(会長) 今、御説明がありました。よろしいでしょうか。

(特に異議はなし)

(会長) それでは、下水道事業における経営戦略の策定についてを議題とします。資料に基づき説明をお願いします。

(幹事) 資料3 経営戦略の修正の概要について説明いたします。

これまでの下水道事業運営審議会での審議を踏まえ、まずは資本費の50%を賄うよう、令和5年度に約26%、さらに令和10年度に資本費の60%を賄う約12%の下水道使用料の改定を想定し、投資財政計画を策定していました。

しかしながら、別途、庁内調整において、市民に過度な負担とならないよう一度の改定率を軽減することが確認されたことから、改めて下水道使用料の改定率や時期について検討いたしました。

その結果、次のとおり基本的な方針をまとめ、これに基づき経営戦略の修正を行いましたので、その内容を説明いたします。

はじめに、基本的な考え方ですが、使用料の改定に係る所定の手続を踏まえ、令和5年度に初回の改定を実施し、以後、10年間の計画期間内において3年ごとの改定を実施します。

初回、令和5年度の改定にあたっては、総務省が示す下水道使用料の目安に鑑み、まずは使用料単価1m³あたり150円、家庭内使用料月20m³当たり3,000円を達成します。結果、改定率は16.0%になります。また、これにより、資本費充当率は40%を超えます。

下の囲みは、平成26年8月に発出された総務省公営企業課長通知の抜粋です。公営企業の経営にあたっての留意事項では、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月20m³当たり3,000円を前提にするとされており、これに沿うかたちになります。

令和8年度の2回目の改定においては、平成18年に下水道事業運営審議会から答申された、資本費充当率の50%を賄うことを達成します。

その際の改定率は10.0%になります。

そして、令和11年度の3回目の改定にあたっては、令和13年度以降の持続型下水道幹線整備等、建設改良費の大幅な増嵩に備える必要があります。また、下水道使用者と未使用者の公平性を図る上で、公費負担を少なくするよう資本費充当率を100%に近づけていくことを目標に、その一段階として資本費の60%を達成します。この際の改定率は、12.0%になります。

参考として、国が示す下水道使用料金で賄うべき経費の目標数値を表した表を掲載しました。これは、資本費のうち公費で負担すべき割合を処理区域内の人口密度に応じて区分したものになっています。鎌倉市は網掛けをしてある、1ヘクタール当たり50人以上75人未満の区分に該当し、その公費負担の割合は4割となっています。したがって、使用料で6割を負担することが適切だとしており、令和11年度の改定措置は、この指標に合致するものとなっています。

次に、その他の事項について御紹介します。

今回の改定率の軽減及び改定時期の変更等に伴い、繰入金額は、改正前に比べ、10年間で6.4億円の増額となります。改正前は、令和5年度に約26%、令和10年度に約12%の改定を予定していたので、特に令和5年度から7年度までの増額幅が大きくなっています。

また現在、コロナ禍において企業や個人の経済活動が縮小し、今後の市税収入にも大きな影響があるものと予測されます。

したがって、下水道使用料の改定にあたっては、改めて鎌倉市下水道事業運営審議会に諮問し、景気や社会経済情勢などを踏まえ議論していくことを本文に記載するとともに、繰入金についても今後の社会経済情勢によっては、金額に変動が生じる可能性があることを本文及び投資財政計画の表欄外に記載することといたします。

最後に今後のスケジュールですが、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会にて経営戦略について御意見をいただいた後、2週間程度庁内意見の募集を行います。そして、12月16日から31日間パブリックコメントを実施し、最終的な調整を経て、まだ未定ですが、1月の下水道事業運営審議会にて内容の確認をしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、詳細について担当から御説明いたします。

(幹事) 資料1、鎌倉市下水道事業における経営戦略の素案、資料2、修正箇所について御説明します。

今回、資料1経営戦略素案では、前回第3回下水道事業運営審議会において御意見いただきました内容を修正しましたので、その箇所について順次御説明してまいります。

資料1経営戦略素案の中で、網掛け及びアンダーラインを引いた部分が修正した箇所です。4～5ページを御覧ください。鎌倉市が不交付団体であることについて審議会の中で御意見いただき、財政力指数の算定方法が本市財政の実態ではないことを記載してはどうかという御意見、また審議会後のメールでも財政力指数の注釈を加えるべきではという御意見をいただきましたので、4ページの四角く囲った財政力指数の中に※印を設けまして、次の5ページの財政力指数について説明書きを加えております。

「財政力指数の算定には、自治体が実際に支出する額ではなく、各行政分野について妥当な金額を積み上げて計算する、いわばモデル計算の

ような仕組みによって算出される数値を使用しており、記載されているとおり必ずしも本市の現状や行政サービスの実態をそのまま反映しているものとは言えない面があります。」と説明に加えさせていただきました。

続きまして 30 ページになります。事業概要の中の財源不足、人口減少の中で「実質的な資本費充当率は約 36%となっています。」という部分について、資本費 50%達成する必要があるという旨を記載した方が良いという御意見がありましたので、「平成 30 年度の実質的な資本費充当率は 36%となっていることから、早急に資本費 50%達成する必要があります。」と記載を変更しております。

続きまして 32 ページ「2 将来の事業環境（3）老朽施設の急増・リスク」について、老朽化施設の状況が視覚的に分かるようにできないかとの御意見がありましたので、破損した管きよの写真を掲載しております。

続きまして、33 ページ「4（3）財政計画」の最後にコラムとして入っていた汚水流出事故についての説明（前回 P36）は、「2（2）老朽化施設の急増・リスク」に配置する方が良いのではないかという御意見をいただきましたので、御意見のとおり配置を移動しました。

続きまして、審議会後のメールで処理場一元化に関する文について「75 年を迎える令和 29 年（2027 年）」（前回 P31 の 2 段落 1 行目）の数字（年）は誤りではないかとの御指摘をいただきまして、処理場一元化に関する文書を改めて精査・削除しましたので、今回の素案には記載していません。

なお、御指摘いただいた 75 年を迎える令和 29 年は 2047 年でした。

続きまして「3 経営の基本方針」、34 ページになります。審議会後のメールで、「経営健全化の中の資本費 50%以上参入に必要な下水道使用料改定を行い、」と具体的に記載してはどうか、との審議会後のメールにありましたので、御指摘のとおり修正いたしました。

続きまして 41 ページになります。審議会後のメールで、市民には投資財政計画が計画期間内に 2 回の料金改定を想定して算出されていることを本文中に記載して情報提供したほうが良い、との御意見を頂き、「4（1）検討手順・方針」には具体的な記述はありませんが、「4（4）③下水道使用料」（P41-P42）に 2 度の料金改定が必要な理由を詳細に記載し、「資本費については 50%賄う事の答申を受けていること、決算では現在 36%しか賄えないこと、積算した場合、据え置かれた財源不足を解消することなどで、今後、令和 5 年度に資本費 20%を賄い、令和 10 年度には 60%を賄う改定を想定しましたが、市民への負担が過度になるということを考慮し、令和 5 年度に約 16%、令和 8 年度に約 10%の改定を行い、令和 8 年度には資本費 50%を賄える改定を実施できる投資・財政計画を策定しました。」という具体的な説明を加えております。

続きまして 38 ページからになります。

修正前、財政計画の最後にコラムとして配置していた「今後の戦略的

事業案」についての説明は、本文内に配置してはどうかという御意見をいただきましたので、投資計画」の直後に「4（3）今後の戦略的事業案」（P38-P40）として記載しました。

戻りまして 36 ページ、「4（2）②施設の投資計画」についてですが、雨水調整池の修繕改築計画は、修繕計画を令和 3 年度、修繕改築計画を令和 5 年度にしておりましたけれども、こちらは他事業との調整によって 1 年先延ばしして、雨水調整池の修繕計画を令和 4 年度、修繕改築計画を令和 6 年度にしております。また持続型下水道幹線再整備事業につきましても、ポンプ場を設置する場所の管轄部署からも十分な周辺住民への説明に時間をとってほしいとの意見をいただいておりますので、1 年間延期し、実施計画につきまして令和 4 年度から 12 年度、ただしポンプ場整備につきましては令和 10 年度からと記載しました。

続きまして 37 ページ、施設の平準化、広域化の部分についてですが、審議会の中の御意見で、広域化・共同化についてどのような取組みがあるのか説明を追加してはどうかとの御意見と、審議会後のメールでも広域化・共同化で検討される内容についても記載すべきと御意見をいただきましたので「検討会の報告をもとに経営戦略の内容に齟齬が生じないよう検討を行う予定です。」という記載を、また、コラムには「広域化・共同化の取組みについて」を具体的に付け加えております。続きまして 44 ページになります。資産活用について、審議会冒頭で SDG s 達成に向け取組むとしているので、「4（2）⑤資産活用」の再生可能エネルギーに関する記述については、もう少し前向きな書き方にできないかとの御意見を頂いておりますので、今回 44 ページに低炭素に関する市の取組みとして、温室効果ガスの削減に向けた取組み、鎌倉市地球温暖化対策実行計画というのがありますので、この内容を追加しております。

続きまして 41～42 ページですが、先ほどから御説明しております使用料の改定について、政策会議で「市民への過度な負担とならないよう、改定率・改定時期を見直す」という意見をいただきました。

続きまして 45 ページ。投資・財政計画について、修正前は表だけでしたが、説明についても経営戦略本文中に記載した方がよいとの御意見をいただきましたので、今回、収益的収支の見通し、資本的収支の見通し、企業債残高などを文章で説明を追加し、下水道事業の将来の全体像として、現在、10 年後、30 年後、これは今まで審議会でも使っている資料ですが、事業費についてどのような予測をしたのかというのを加えてあります。これは 46 ページから 47 ページになります。全体の修正箇所については以上です。

（幹 事）次に、鎌倉市下水道事業収支見通しについて説明いたします。資料は 4-1 になります。右上に試算と記載してある表を御覧ください。

令和 5 年度に 16.0%、8 年度に 10.0%、11 年度に 12.0%の下水道使用料の改定を行ったものとして、収益的収入を計算し直しています。ま

た、現在令和3年度当初予算を編成しているところであり、それとの整合を図るとともに、4年度以降に繰り延べた維持管理費等についても額を反映しています。先ほど持続型下水道幹線整備事業の計画年次の変更を説明いたしました。これに係る実施年度及び金額の変更も併せて行っています。

なお、表の欄外に、一つ目の米印で、他会計繰入金の額は、令和2年4月版の第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画において見込んだ数値を基に算定していること、二つ目の米印で、今後の社会経済情勢によっては、繰入金の額に変動が生じることを注釈として入れています。

また資料4-2になりますが、2枚目・3枚目の表は総務省の所定様式に基づき各項目を詳細に記したものです。これまで審議会において金額の単位を円で表示するものとして説明してきましたが、改めて確認したところ、国の指針では千円単位での公表となっております。お詫びして訂正させていただきます。

なお、パブリックコメントでは、億円単位の概要版と千円単位の所定様式を併せてお示ししたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

(会長) ただいま御説明がありましたが、これについて御質問・御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

(委員) この審議会の説明の中で反映されていなかった部分として、広域、流域下水についての話が入っていませんが、なぜか教えてください。

(幹事) 資料1 鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)37ページ広域化・共同化について記載がございます。広域下水というのは広域化の中の一つだと考えます。流域下水についても、ある意味広域化という部分でもありますので、その取組みについて考え方を記載しております。現在、神奈川県で行っている検討会の中で、具体的にどのような状況で進めていくか方向が決まっていないので、広域化の取組みについて説明する内容にとどめた状況でございます。

(委員) 資料1、45ページ(5)投資・財政計画の見直し②資本的収支の見直し、補填の「填」の字が、以前議論した時は、「墳」を使っていたような気がします。

(幹事) 平仮名か漢字にするのか質問がありまして、漢字で記載させていただきますとお答えさせていただいたと思います。旧字体か新字体かということで、資料4-1、4-2、こちらは国の指定の様式になっており、国で示された旧字体の「墳」を使っています。資料では一般的に多く使われ

ている新字体ということで区分けをしているところがございます。

(委員) 国の方針に合わせないといけないのですか。

(幹事) 表は国に合わせた形にしています。本文の方は、市民の方が多く読まれるということもあり、多く使われている字体で表記しています。どちらか統一したいという事であれば、変える事も可能です。統一したほうがよろしいですか。

(委員) 市民の方と言え、私も市民ですよ。

(事務局) 字体については、基本は新しい字体となっておりますが、県を通じて総務省に確認し、どちらかに統一したいと思います。

(委員) 恐縮ですが、よろしくお願ひします。

(委員) 資料4-1 鎌倉市下水道収支見通し(試算)の表の中で、上段には収益的収支、下段には資本的収支があります。上の収益的収支の収益的収入2 営業外収益(1) 補助金、資本的収支では、資本的収入3 国(都道府県) 補助金について、鎌倉市は国からの補助金を受けていないと理解していたが、補助金というものが存在しています。中段の資本的収支の中の、国(都道府県) 補助金とありますが、国と県とは分けて書く必要はないでしょうか。国からは自立している自治体だと理解していたのですが。

(事務局) 収益的収入のうちの補助金は、維持管理に必要なものとして、一般会計から繰入れるものとなっております。収益的収入の2 営業外収益(1) 補助金に記載しているものです。雨水の一般会計からの繰入金としては、同じく収益的収入の1 営業収益(2) その他に集約して入っています。

(幹事) 営業外収益の補助金は一般会計からの繰入金です。営業収益のその他が同じく繰入金ですが、雨水に係るところの繰入金が入っているということです。

資本的収入の国補助金ですが、いわゆる交付税、鎌倉市は不交付団体なので入っていませんが、建設改良、施設新設、改修にかかる工事の補助金について国から出ています。実際のところ、都道府県からの補助金はないので、ほとんど国の補助金として認識していただければと思います。総務省の様式で「国(都道府県)」と定められているので、このようになっています。

(委員) 経営戦略(素案)の38ページ、今後の戦略的事業案の①持続型下水道幹線の中で、「脆弱性の無い汚水幹線が必要です。」とあり、脆弱性の説

明として「稲村ガ崎の事故は地盤移動が原因でしたが」と書いてありますが、この「脆弱性の無い」という表現よりも、「地盤や自然災害影響を受けにくい汚水幹線が必要です。」というような書き方がいいのではないのでしょうか。

もう一つ、41 ページ③下水道使用料の、資本費充当率が一時は 45%だったものが 36%に下がってしまったという説明のところで、「その後資本費への充当率は減少を続け」のところで、なぜ充当率が下がったのか説明があると、市民に理解が得られやすいのではないのでしょうか。

(幹事) 38 ページの最初の御意見について、汚水幹線を大深度に入れ直しますので、自然災害を受けにくいとした方が分かりやすいので、そのように変更させていただきます。41 ページ資本的充当率の減少についても、簡単な理由を付け加えたいと思います。

(委員) 不交付団体であることと受益者負担、利用料を値上げしていくことについて、パブリックコメントを求める中で、なぜ鎌倉市は交付税を受けない不交付団体なのか、交付税を受ければ利用者負担額も減るという単純な計算式を思いうかべると、なぜ鎌倉市が不交付団体なのか、もう少し説明があるといいと思います。

(幹事) 交付税の交付・不交付については、各自治体が意図して貰う、貰わないという判断ができるものではなく、総務省が定める様式があり、それに順次回答していくことで、各市が理論的に財政的に余裕があるか、そうでないかを、指標として判断し、その指標の中で赤字になっている団体については交付税が交付されるという仕組みになっています。

鎌倉市に関しましては、平成 25 年度に一度交付団体となって以来、不交付団体になっています。このことについて、4 ページに記載していますが、下水道使用料に影響があるかということですが、交付税の中には市債の償還にかかる部分についても交付税として交付される項目があります。その借金の返済というのは、下水道事業にかかる借金についてもその算定の対象になっているので、交付税が交付されることによって間接的ではありますが、使用料に影響が出るということは考えられます。

(委員) パブリックコメントを求めた時、市民側からのコメントとして、交付税を受けて利用者負担を減額したらという意見があった場合には、市債の償還時には交付税をいただいており、この分を加味して使用料が決定されるという説明が求められると思います。

(会長) 先ほどの説明の確認ですが、鎌倉市は下水道建設に投資をし、その起債償還の山は下がってきているということですが、その償還額も市に必要な支出にカウントされるという事でよろしいのでしょうか。

- (幹 事) そうです。全てというわけではありませんが、下水道事業の市債の償還に関しても、基準財政需要額^{*1}に算入される項目というのはございます。ただし、鎌倉市に関して申し上げますと基準財政需要額よりも基準財政収入額^{*2}が高く算入されているので算入されていますが、交付税としては入ってきていない状況です。
- (会 長) そういう意味では、下水道の過去の借金を返している償還を含めて、鎌倉市が支出している額に対して、税金やその他の収入が総務省の計算方式によると、十分あるとされてしまうので、交付税は入ってこないということですね。
- (幹 事) おっしゃるとおりです。
- (会 長) 逆に言えば、今下がってきている償還額が、今後本格的な改築を迎え当然投資額も増えてきます。そうすると、少し遅れて償還が増えてくれば、市で必要な支出にカウントされますので、状況にもよりますが、償還額が大きくなれば、また交付団体になりうるということですか。
- (幹 事) 今のお話しは、おっしゃるとおりで、基準財政需要額が伸びて仮に収益が下がるような事態があった場合、また交付団体になる可能性があります。推測の話になりますので、今現在のところ不交付団体であるという説明をしているところです。
- (委 員) 鎌倉市としては、不交付団体であるということに誇りを持っているということですか。
- (幹 事) 難しいところです。下水道事業会計というよりも一般会計としてのお話になりますが、新しい政策が国から指示があり実施する際、だいたい市の負担が出てきてしまいます。そうした場合、交付税の基準財政需要額に入れるので、「交付団体に関しては事実上負担はない」という建付けの政策が多く、そうした面では全て市の負担で対応しなければならず、かなり財政が逼迫している状態でございます。そういう意味では、不交付団体という事で、市の財政負担が増えてしまっているとも考えられます。
- (幹 事) 市から直接、不交付団体・交付団体についてどうこう話はしていないと思います。むしろ不交付団体は少ないですから、不交付団体ですと表示すると、裕福なのだねという見方をされることがありますが、結果としてそうっただけなので、不交付団体についてコメントはしていません。
- (幹 事) 市が意図しているわけではございません。結果的に収入が上回っている

状況で事実不交付団体というだけです。

- (委員) 市民としてはどういう立場を取ればいいのでしょうか。鎌倉市はよく金持ちだとされますが、市民としては税金が高いからだという言い方をする訳ですが、一市民として、不交付団体であるという事は良しとするのか。
- (幹事) 評価も皆さんそれぞれだと思います。財源が多いのは間違いないです。
- (幹事) 事実として、個人市民税は、他市よりも恵まれているという所が一因として、不交付団体になっていると考えますので、捉え方としては市の力だけで国からの力を借りずに運営出来ている市なのだという意味では、先ほどお話にあった誇りに思うという所に繋がっていくかもしれません。
- (委員) よく言われるのが、他市の方が鎌倉市は住民税が高いでしょうと言われるのです。
- (幹事) 率の幅があって、どこをとっているのかというのは、あるかもしれません。
- (事務局) 鎌倉市は標準の住民税率を使っているので、他市に比べて高いということはありません。ただ、固定資産税に関しては駅前などで税率は同じですが、多少差があるかもしれません。市県民税に関して基本は同じです。
- (幹事) 地価について、東京から地価は下がってくるが、鎌倉に来ると上がるということは言われます。最近テレワークが出来るようになって、東京に住まず、もっと自然豊かな所といった時に、鎌倉へ住むのかといったら、地価の下がる逗子・葉山を選ばれる方がいらっしゃるといふ報道もされています。そういう意味では地価は高いと思います。
- (委員) 鎌倉市へ住民票を移すというのは、あまり増えていないのですか。
- (幹事) 産まれてくる方と、お亡くなりになる方では、お亡くなりになる方が多いので、自然増減では下がっていますが、引っ越して来られる方が多いので、社会増が自然減よりも若干多く、ここ2～3年は大きな変動はありません。コロナの影響で増えているかどうかは、直近の人口動態が出ていないのでわかりません。
- (委員) 住みたい街ランキングで藤沢市が1位になったが、鎌倉市はそういう発信はしないのでしょうか。

(幹 事) 市が自ら比較しているわけではないので、いろいろな要素があると思います。

(委 員) 市民としては、住みたい街鎌倉市というように、どんどんアピールして欲しいと思います。

(幹 事) 安心・安全に暮らしていただくという柱はあり、住んで暮らしやすい等いろいろありますが、1位を目指して、というのではないと思います。

(委 員) 計画の中で大切に思えるのは、プライマリーバランスというか、限られた収入の中で支出が分相応に行われている行政がよいと思います。それでも足りない部分について、使用料の負担を市民にお願いしていくところですから。

今回パブリックコメントを求めた時に、限られた収入の中で、国からの交付税・補助金などの可能性がないのか、一般に夕張市、泉佐野市という破綻をしたまちは、最終的には国から補助を受けて成り立っているということを聞きますので、そういうことなくプライマリーバランス、収入に見合った支出をして、計画をしているということがポイントとなり、パブリックコメントに対してどうなのかという質問に対して、バランスがとれた行政をしているという回答が市民の納得いくものと信じています。この中で取組みをしているという、何か強調出来る資料になればと思います。

(幹 事) 市民の方に納得していただくには、使用料を上げるからには支出の見直しはどうかという議論もあります。企画部門でも基本計画、実施計画でプランを公表したところですが。この中でも支出に相応する収入が今後厳しくなっている状況で支出をいかに抑えていくか、効率化・合理化していくかをメインに出して、それによって収入を確保していくかということになっていきます。

そういった政策的なところもありますが、下水道事業は市民生活に密着したものなので、どこまで削減していくか、省力化していくかが難しいところで、一般の政策とは違います。

このため、最低限必要なものを計画に入れまして、最低限の計画を遂行していくための収入について起債もありますし、国からの補助金も必要なものは求めていくということになります。

そういったところを考え合わせた上で、なおかつ使用料についてもこれだけ必要なのだと経営戦略で訴えていきたいと考えております。

(事 務 局) 会議開始からまもなく1時間となりますので、換気のための休憩をとらせていただければと思います。

(～休憩～)

(会長) 先ほどプライマリーバランスの話がありましたが、一般的には行政の収支はバランスがとれている筈ながら、日本全体で見ると、歳入の中に借金となる赤字国債を始めて、支出とともにどんどん大きくなっています。高齢化が加わり、福祉などの支出をすると、もう財源が残り少なく、他の政策を進めようとする、借金を増やすか高齢者制度等を厳しくすることとなりますが、大きな制度は動かないので、毎年借金を増やし続けて膨大な借金になっています。

総務省は、上下水道の経営戦略の策定を求めています、30年先を見越して、10年間の収入・支出がどうなるか、どうにもならない状況を避けるために先を予測しなさい、となったのだと思います。

数年前に総務省からその前段としてインフラ全体に関して今後40年分計算しなさいとなった。よその先進国だと、何百年かけて町を作ってきているので、ゆっくり老朽化していく。すでに老朽化の問題は何十年も前から起こっていて、例えばアメリカでは橋が落ちるとか、維持管理にお金をかけてこなかった事が1970年代に大問題になり、先を見て必要なお金は投資していこうとなったのが1980年代。

イギリスではインフラを公共でやるには破綻していたので、民間に任せるようになった。オーストラリアでは住民との関係で、市が持っているインフラを市だけで全部やっていく訳ではない、という考え方。インフラに対して、1回作ったら終わりとしていたのでは大変なことになってしまうと気がついて、それぞれの国なりのどういうやり方、財源手当てしていくかという議論は、とっくの昔に経験していました。

日本は戦争があって、昭和40、50年代に急激に都市を作っていった。それまでお百姓さんが大半だったが、工場がいっぱい出来て、都市にたくさん住むようになり、道路や上下水道など、急速にいろいろなインフラを作っていった。その投資は成長期だったので何とか賄えた。高齢化の問題が出てきて、そちらにお金がかかるようになって平成10年以降、一旦、公共投資はお休みし、海外ではこの20年間でインフラ投資額は倍以上に、日本では半分以下になったとあります。インフラも老朽化し、必要な入れ替えをしなければ、どんどん悪化してしまう。地方では橋をやり替えるお金がないので、通行止めが全国あちこち出て迂回することになるので、集落は非常に困り、耐えきれずどこかに移らざるをえなくなる。今、日本にインフラはそういう状況になってきています。

プライマリーバランスは大事だけれども、インフラの問題は何か起きないと認識されない。お年寄りの介護は自分の所でよく分かるが、インフラは災害とかで突然使えなくなった時、やっと認識される。

何十年かけて作って来たものなので、一気にやり替えると、とんでもない額の投資になる。毎年少しずつ手当しておかないと、ある時すさま

じい事が起きてしまうという事を、市民の方に認識してもらおうと、総務省で呼びかけているのかと思います。そういう意味では、自分の住んでいる町でという認識を、料金含め議論になっていくよう、うまく書き込めればいかと思います。

下水道の場合、昔の国の議論で、汚水については汚した人が負担をする。もちろん上流で綺麗にすれば下流で水を使う人が助かるという事もあり税金でやる部分はあるが、まず汚した人で独立採算でやれる基本をとという事なので、一旦やめた投資を再開する時、料金も考えなくてははいけない。ここをどうやって市民の方に理解して頂くか、プライマリーバランス論の中でどう書くか難しいところです。

(委員) これまでに下水道使用料と繰入金の話が出ていますが、経営戦略素案 40、41 ページの(4) 財政計画には②として企業債活用があり、45 ページの(5) 投資・財政計画の見直しには③として企業債残高の説明があります。「企業債残高も注視していきます」(p 40)、「企業債残高を適正に管理します」(p 41)とあって、最後に、2021 年の 312 億円近い企業債残高が 2030 年には 210 億円へ 100 億円減って資本的収支の状況が改善するが、「新たに借入れを行うことから、企業債残高の推移には注意を払います」(p 45)となっています。しかし、これでは分りにくいと感じます。

以前、「企業債という借金をうまく使っていき、そのためには昔の鎌倉のように借金はない方がいいから借りたらすぐ返す、というような発想ではなくて、」という説明があったと思いますので、借金としての企業債の活用に加えて、借金の返済を現在の受益者・市民だけでなく後々の受益者・市民にも行ってもらうこと、そのためには償還(返済)期間の適正な設定が必要です、と「適正」が意味する中身についても書いて欲しいと思います。

(幹事) 償還期間について、適切な設定を行いとありますが、有効に借りられるものは借りて後年度負担ということもありますが、公平性といった、今作っているものについては、後年の世代にも活用されるという点も踏まえ、記述についてはもう少し工夫させていただければと思います。

(委員) 前回の審議会の皆様の御意見を踏まえて、よく訂正されていると思います。先ほど会長からもありましたとおり、料金を値上げするにあたって下水道施設は今とっても大変だとアピールしたほうがいいと思います。資料 1 の 33 ページの汚水流失事故についての陥没の状況、写真は非常にアピール度が高いので、この陥没の写真はとても良いと思います。

前の 32 ページ汚水管きょ破損状況の写真は、一般市民から見たら左と右の写真がどう違うのか、どう破損したのか、わかりにくいのではないかと思います。具体的にどういう破損が起きているのか、鎌倉で顕著な地点があれば、もう少し具体的に書いてもいいのではないかと思います。

- (幹 事) 今までの写真を確認し、より分かりやすいものに変更したいと思います。
- (会 長) 必ずしも市内で撮った写真でなくてもいいかもしれません。腐食してコンクリートの鉄筋が出ていたり、あるいは木の根っこが生えてきて引っ掛かっていたり、探せばあると思います。実際どういう事か、見る方に分かっていたいただくことが大事な気がします。
- (委 員) 右側の写真は、腐食して錆びている、詰まりかけている状態なのでしょうか。
- (幹 事) 陶管といって、陶器で出来た昔の管が割れている状況になります。分かりやすいものを加えていきたいと思います。
- (委 員) 12 ページの表で単位が間違っているので、訂正願います。
また最後のところの使用料改定のところの、41、42 ページあたりですが、先ほど説明いただいたときには理解できたのですが、文章だけ読んでみると、どうしてここで改定率を定めているかの理由がぼやけるような気がします。
初めは単価 150 円目指して料金を上げる、2 回目は答申に基づいて資本費 50%に向けて料金を上げるとか、3 回目は目指すべきところがあって上げるとか、その理由があって資本費 60%と決まっていますとあると、市民も納得するのではないのでしょうか。
- (幹 事) まず、12 ページの単位について修正します。
下水道使用料のパーセンテージの根拠は、冒頭に概要の中で説明させていただきましたが、理由も折り込みながら、もう少し分かりやすくしたいと考えています。
- (委 員) 16 ページの下水道事業の配置職員数の推移という項目ですが、平成 30 年(2018 年)の技術職が 20.5 人ですが、「.5」とは何でしょうか。また、合計の 31.5 人とは、隣の 17 ページの組織表で下水道河川課だけの人数でしょうか。
- (事 務 局) 人数の計算方法ですが、国から決算の報告書を求められるのですが、計算方法のルールがありまして、通常 1 週間のうち 5 日間勤務しますが、最近だと 4 日間勤務する職員、半分しか勤務しない職員、一般会計と企業会計の双方を掛け持ちしている職員と、いろいろなパターンがございます。パターンに応じて職員数が決められていて、示された算定方法のとおり数えると、小数点が生じるという結果になります。

(幹事) 今の件について、分かりやすく表の下にコメントなどで説明を加えたものに差し替えます。

(委員) いろいろ書き換えていただいております、使用料の改定のところにもわかりやすく書いてあり、意見を反映したものとなっていると思います。

41～42 ページにかけて、字だけがずらっと並んでいるので、読みづらいかと思います。挙げた課題ごとに小見出しは付けられないでしょうか。

(幹事) パーセンテージで先ほど説明したような根拠、例えば令和何年度についての使用料の改定といったような、そういったものでしょうか。

(委員) 先ほどこの部分を詳しくというお話もありましたので、例えば 41 ページの頭の部分移行を一つのまとまりとするなど、改定の内容ごとに小見出しを付けて記載した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(幹事) 国からいくつかのパターンを想定して試算を行うようにと指定されていますので、そういったパターンについて検証したということが分かるよう、委員御指摘のように、小見出しを使用するなど工夫して表現したいと思います。

(会長) 8 ページの過去をまとめた全体の表について、表の置き方になりますが、後ろの方の将来像は解説をした上で最後にまとめるということになっていて、前のところは全体像が先にあり、中身が後にあります。説明を先にしておいて、後ろにこれまでのものをまとめるということになりますというスタイルに統一するのであれば 8 ページのものは、例えば 24 ページの後ろに行くことになる。

全体像を一回まとめてみておくのはいいことかもしれません。それぞれのことを説明した後、まとめてみると全体の方がよいかと思います。

10 ページ、過去の投資額は作り切れていないということですか。

(幹事) 平成 30 年に作成した社会基盤施設白書から出典したものを掲載したので、この時点のものについては、ここまでしかなかったということです。

(会長) 20 ページの下、「財政のあるべき姿」について、ごく簡単に書いてありますが、料金に関して説明するところにつながってきます、全体の仕組みとか再度書かれており、全体の流れとしては、まずこれまでのことを一回書いて、次に課題を整理して、その次に全体の基本方針・戦略、その次に具体的な試算が出てくるという、大きくいうとそういう構成になっていると思います。

今の時点での総務省の考え方などでは、これまで現状の説明のところ

であるべき姿として、汚水は独立採算を中心に料金を賄うという考えがあります。先ほどお話にもありました単価 150 円というのも全国的に見れば基本じゃないかという話もありますし、汚水にかかるコストについて資本費のうちどのくらい回収すべきかは一つの目安というものは人口密度で決まっているので、それに応じていけば鎌倉市は6割は使用料で回収するべきだということになると思います。

全国的なあるべき姿を1回書いておけば、後はそれを簡単にまとめて値上げの説明がしやすくなるのではないのでしょうか。

28 ページで課題が整理されていますが、管路が膨大で点検が進んでいないので、どこが悪いかわかっていないケースが多いですから、それに伴う問題として、陥没、詰まって逆流までは書いてあるが、ここ何年か国の委員会でも問題になっているのが浸入水の問題についてです。

雨が降ると、分流式で汚水しか流れてこないはずなのに、雨がどこからか入ってきて、ポンプ場や処理場に流れて負担になってしまう。それを処理するために管理費も上がっているということもありますので、これについても簡単にでも記載する必要があると思います。今国では、委員会でこの問題も全国的にも非常に問題となっているので、全国の事例はこうなっていて、取られている対策など、もう少ししたら参考に出来るものが増えてくると思います。

29 ページ、財源不足の課題整理について、41 ページの下水道使用料の頭のところに節水の話で減ってきていることとか、過去の諮問など書いてありますが、これを前の課題のところで一回前のところに移してここで整理しておいて、後ろの使用料のときに問題はこれとこれですというパターンにしておくとならば全体の整理としてはいいと思います。

34 ページ経営の基本方針のところ、資料の補足事項が増えて、最初の時の基本方針と全体の構成が違ってきているところがある気がします。一番書き出しのところ、先ほどお話しした時代の流れについて、何十年か前までは都市化に合わせて作っていく時代だったのが、投資が一服して維持管理の時代になり、今は老朽化が進んで運営、改築の時代になってきている状況になってきていると思います。そういう時代認識をおさらいした上で、他のところで記載したものと重複を避け、この手前で一回整理された課題の整理ですね、表現がだいぶ変わってきているので、課題の整理をもう一回項目としておさらいした上で、こういう課題に対して戦略的に運営を行いますと書き換えしたほうがいいと思います。

予防保全は施設の現状を把握し、危険度評価をやる事となっています。鎌倉市は、大阪市までの長さの管路があり、どこが優先的に危険なのか調査するのが一番の出発点という認識があるので、危険度に応じてという言葉は入れておいたほうが、危険度の評価の事をコラムで入れたいところですが、最小限、予防保全とは単に予防と言っていればいいだけではないのです。現状を把握し危険度を評価するということだと書いておく必要があると考えます。

経営健全化の一番最後のところでは、具体的に資本費 50%と追記していただいたが、使用料のところの説明をしていると、一つの観点であって、今回の最終的な結論案から言うと、全国的な最低水準、前の答申の 50%、総務省の全国的な標準でいうと鎌倉市は 60%というようなことが書いてあるので、ここの資本費 50% 参入というのをカットして後ろに具体的な事を書くか、違う表現にしたほうが、一つだけ答申のことが書いてあり、後ろで違う考えが入ってくることは避けられるのではないでしょうか。

35 ページでは、ポツが 3 つあるのは手順のことを書いてあるので、下記のような手順でいくつかのパターンを試算しながら設定していくという書き方が正確かと思います。

(2) 投資計画のところでは、あくまでも試算なので(試算)とし、最後に全体をうまく合わせていくこともありますので、途中までは試算ということでもいいと思います。

38 ページ(3) 今後の戦略的事案で目次構成を見ると、1 手順、2 投資計画、3 財政試算となっていて、戦略的事案とは投資のプロジェクトの一部なので、投資計画の中でこういうプロジェクトがあるということで(3)というよりは、投資計画の一部の説明にしたほうがいいのかと思います。

40 ページ(4) 財政計画では、基本的な現状の説明をしているので、18 ページ(5) 下水道財政で、どういう仕組みで、そういう原則があるのかをここできちんと整理し、40 ページの財政計画ではおさらいした上で、こういう方針でいくと書いていく。同じことを先ほども言いましたが、41 ページ使用料の頭の 3 つのコラム、これまでの答申について書いてありますが、一部前の方にも書いてありますが、詳細は前のほうで説明しておいて、それを財政計画のところ簡単に利用をするというパターンにしてはどうか。

42 ページは先ほど委員のお話があったように、小見出しというののも一つの良い手だと思います。試算の 1 はどういう考え方、2 はどういう考え方、3 はどういう考え方という構成になっていますから、それが分かるような段落付け・小見出し付け等、うまく工夫出来ればいいと思います。

下水道使用料の改定にあたっては、改めて鎌倉市下水道事業運営審議会に諮問しとありますが、実際には 3 年ほどかかるということですね。県にやっていただくシステムや、市民に対して十分に理解してもらうなど、料金を改定していく上での、手順をしっかりと書きこんでいく手はあるのかなと思います。

その他、別途試算表、細かい円単位で 2 枚添付しておりが、これは本文の 45 ページ(5) 投資・財政計画の見通しの中で、「以下のよう

に整理しました。」とありますが、表の番号をつけて表のいくつかのうに整理しました、というように表現したほうがいいのでは。

この表は戦略の中の1部であると位置付けたほうがいいのかと思います。

市民の方にもっばら見ていただきたいのは、1円単位の細かいものではなく、億円単位のものだと思います。1円単位のものを付けるのであれば、総務省の様式でつけなければいけないという事でしたか。

であれば、参考というか、どういうものか少し記述しておく方が親切なのかなと思います。

(幹 事) 御相談させていただき、また修正していきたいと思います。

(会 長) 戦略の案について、他にはよろしいでしょうか。

次にパブリックコメントの実施等について、説明をお願いします。

(幹 事) パブリックコメントの実施等について、本日御審議いただいた下水道事業経営戦略(素案)及び、投資財政計画につきまして、いただいた御意見により修正等を行い、令和2年12月16日から令和3年1月15日までパブリックコメントを実施いたします。また、市役所の他の部署にも意見を聞いて回りたいと考えております。

その後、パブリックコメントを反映した下水道事業経営戦略(素案)を1月下旬に審議会にお示ししていく予定です。更に、審議会から市長への答申内容についても審議していただきたいため、前回予定させていただいた12月24日についてもパブリックコメント期間中ではありますが、審議会を開催させていただき、答申に盛り込む内容を御審議していただきたいと考えております。その内容を反映した答申案を、1月下旬の審議会に提示したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(会 長) 12月に議論するのは、戦略案は出来たが、答申としてどういう形で出すかという事ですか。

(幹 事) 答申として、どのようなものを盛り込むべきかということについて、御意見をいただきながらそれを踏まえた答申案を1月には提示しまして、また御意見をいただきたいと思います。

(会 長) 諮問されているのは、経営戦略を策定するということによいですか、成果物は。答申としてもそれなりの文章が必要という事でよろしいですか。

(幹 事) 付帯意見等がありましたら、答申書に記載した上で、市長に答申していただきたいと思っています。

(会 長) 12月24日に集まって何か書く項目がありますか、と言うよりも、事前

に委員から項目をもしあればいただいております、答申に盛り込むという手もあるのかなと思います。

(委員) 最初からいろいろな意見が出て、まとまらないのでは。あらかじめ作っていただいて、それに対して御意見を伺ったほうがスムーズに進む気がします。

(会長) これまでのいろいろな意見が記録には残っているので。

(幹事) 今までの審議会の中で出たことをたたき台として 24 日に提示するということでよろしいでしょうか。

(会長) 今までの議事録を引っ張り出してもらって、その中で特に答申へ書くべきことをいくつか羅列していただいたほうが、議論が進みやすいかなと思います。

(幹事) 分かりました。たたき台を提示して、御審議いただき、更に付帯意見があれば御意見としていただければと思います。

(会長) 過去の資料では、下水道に関する職員体制が 3 分の 1 以下くらいになっていますが、これを投資をやっていた頃に戻すのかどうかは別にして、これから止めた投資をもう 1 回やらなくてはいけないわけです。

一般的には新しくインフラを作る工事に比べ、それを動かしながら作り替える工事のほうが 3 倍大変だと言われています。それを実施する体制は作れるのか。インフラを運営するためには、マネジメントできるだけの組織にする事がまず前提です。お金の問題、人の問題、最近だとデジタル化ですが、情報をうまく集約して効率的にやっていく、維持管理情報もそうですし、どこか悪いのか分かれば早く手当出来る、やみくもに手を加えていくのは効率的でない。情報の大切さというの、あまり書いていないなと思います。

(委員) 資料 1、41 ページ「資本費については当面 50%を賄うことを答申として示されました。」と、すでに平成 18 年（2006 年）には運営審議会での諮問の答申で 50%は賄うという事は根拠として挙げられています。

問題は来年度に一気に使用料負担を求めようとすると、市民の負担が大きいので、10 年間で 3 段階に分けて負担を少なくしながら上げていく、という事が経営戦略策定の大きな内容になると思います。市長の諮問でも過去に基いたパーセンテージで 3 段階に分けて上げていくというところが大きなポイントになるかと思います。

(会長) 出来れば次回までに、振り返って頭を整理してきていきたいと思います。

(委員) 24 ページ下水道収支を家庭に例えるという非常に分かりやすい表になりますが、「すべての方が恩恵を受ける雨水の処理などについて」と文章があるが、恩恵という言葉が正しいのかどうか。もう少し柔らかい表現のほうが良いと思います。

(幹事) 確かに恩恵というのではないと思いますので、表現を変えていきます。

(会長) 汚水だと受益という言葉を使っていますが、雨の場合どうなのでしょう。

(委員) 全ての方に必要な、でいいのではないのでしょうか。

(会長) なるほど。他はよろしいですか。議題としては以上になりますので、御協力ありがとうございました。その他について事務局からお願いします。

(事務局) その他としまして、日程の調整についてお願いしたいと思います。先ほど、会議の中で御案内させていただきましたが、令和2年度 第5回 鎌倉市下水道事業運営審議会につきましては、ここ山崎浄化センター管理棟1階会議室で12月24日木曜日午後2時30分から開催させていただこうと考えております。日程の確認をお願いいたします。また、令和2年度 第6回 鎌倉市下水道事業運営審議会につきましては、パブリックコメントの募集期間が終了した後、令和3年1月22日金曜日午後2時30分から山崎浄化センター管理棟1階会議室で開催させていただこうと考えております。委員の皆様には、開催日が近づきましたら、事務局から改めて御案内させていただきます。ありがとうございました。

以上

※1 基準財政需要額…交付税算定上の市の歳出として算定される額のこと。

※2 基準財政収入額…交付税算定上の市の歳入として算定される額のこと。